



近畿税理士会会員研修に関する運営規程第2条第3号研修です<3時間>

近畿税理士会京都府支部連合会
京都税理士協同組合

小規模宅地等の課税特例について

～特に、平成30年・平成31年の改正点を中心に～

相続税の申告実務では、小規模宅地等の課税特例が正確に理解されていることが重要となります。この特例は近年の税法改正でその適用要件が複雑化しています。

そこで、今回の研修会では、この課税特例について基本的な項目から実務上誤りやすい事項に関して、平成30年及び平成31年の両年における改正項目を中心に確認してみることにします。

【日 時】 2019年5月8日(水)
13:30～16:30

【場 所】 京都税理士会館3階 京税ホール

【講 師】 税理士 笹岡 宏保 先生

【受講費用】 組合員・賛助会員の先生・その職員……………1,500円
上記以外の先生・その職員……………3,000円



*筆記具等をご持参ください *費用は当日受付で申し受けます
*必要な方は研修受講カードをご持参ください

両丹地区ではライブ配信を開催する予定です
※両丹の先生方へは、各支所より改めてご案内させていただきます

…………… 下記の必要事項をご記入のうえ FAX でお申し込みください ……………

2019年5月8日(水)『小規模宅地等の課税特例について～特に、平成30年・平成31年を中心に～』

所属支所/支部 支所/支部	税理士氏名	税理士登録番号(必ずご記入下さい)	
お電話番号 ()	FAX番号 ()	人数	名

※お席確保のため、事前申込の無い方が当日お越し頂いた場合、入場をお断りさせていただきます。

※無断でキャンセルされた場合は、受講料をいただくことがあります。

お申込は事務局へ⇒ Tel(075)222-2311 / Fax(075)222-2355